

連載特集

安全の

はなし⑥

# 先進諸国における 建設現場の労働安全

労働安全衛生総合研究所  
建設安全研究グループ  
主任研究員 日野 泰道

## 1. はじめに

建設現場における労働災害は、近年減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡災害が発生しています。本報は、先進諸国（ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ、日本）における労働災害防止の取り組み、災害発生状況、および労働災害発生に対する元請と下請の責任について、比較を加えながらご紹介するものです。日々変化する建設現場において安全管理を担当する方々を中心に、本報の情報が少しでも参考になれば幸いです。

## 2. 各国における安全管理体制

安全衛生を所轄する組織としては、日本と同様、各国の政府機関が担当しています。しかし権限の範囲には違いが見られます。例えばドイツでは、純粋な国家機関とは独立した機関（同業者で組織される労災保険組合）が存在し、同機関の独自の判断で現場への臨検が行えるほか、規則制定権も付与されています。ドイツ建設業労災保険組合による建設現場への臨検は頻繁に行われており、法令違反が見つかった場合は、違反状態が解消されるまで工事の停止が命じられるなど、安全チェックの機能による建設現場の安全性確保が一定の効果をあげているようです。またフランスやカナダにおいても、法的強制力は持たないものの、安全技術に関する情報提供・アドバイ

スを行う機関（前者では建設・公共事業事故予防専門機構、後者ではオンタリオ建設安全協会等）が一定の役割を果たしています。特にカナダでは、労働災害の発生に伴う罰則が厳しいこともあり、専門技術に関するアドバイスを受けることのできる同機関を利用する企業も多いようです。とはいえ、このような環境においても建設安全に関心の低い企業も存在するようであり、そのような企業で働く労働者の安全確保には頭を悩ませているようです。

安全衛生に関する法制度については、日本の労働安全衛生法や同規則等に相当するものが、いずれの国家でも存在しています。しかしその規則で定める程度には、各国で違いがみられます。国家機関により詳細な規定を定めている国家のうち、特徴がある国としてはフランスが挙げられます。フランスでは、法律により規定の大枠を定めるほか、具体的な規制の詳細を定める政令・省令が存在しますが、法律にはL、政令にはD、省令にはRを条文の頭文字に用い、条文番号の共通化を図っています。例えば法律L8113（臨検に関する条文）の詳細な規定はD8113、R8113という条文番号になっていて、関連する条文を探しやすいのが特徴です。一方ドイツでは、大枠の基準を連邦政府が法律で定めるほか、建設現場での詳細な規則については、ドイツ建設業労災保険組合（現場の実情に詳しい専門業者

で組織された労災保険組合)によって規則制定が行われており、同規則違反に対しては罰則が適用されることになっています。

建設現場の安全管理については、特にドイツ・イギリスにおいて、日本との違いがみられます。これらの国では、リスクアセスメントの実施が非常に重視されています。そのため、詳細な規定の遵守による安全確保ではなく、むしろ現場の実情に応じた柔軟な安全対策の選択が許容されています。例えば高所作業において、足場の組立の有無、親綱・安全帯・保護帽の使用の有無について、合理的な判断のもと、その取捨選択が可能になっています。

### 3. 元請責任と下請責任

イギリスでは、法的に元請と下請の責任が定められており、元請の方が下請よりも責任が重くなっています。ただし実際の運用では、災害原因によってその責任の所在は異なっており、ケースバイケースとなっているようです。またアメリカでは、責任の範囲は契約により決められ、災害原因の発生元に対して、責任が求められます。そのため、責任の所在は、元請と下請という立場は関係がないようです。ドイツにおいても災害の直接原因となる過失を犯した側(元請または下請)の責任となります。対してフランスでは、元請に広範な責任が求められており、事故の原因が下請の過失によるものであったとしても、責任を逃れることができないといわれています。これは元請の下請選任に対する責任があるためとのことです。

労災保険金については、日本では元請がすべて負担しますが、ドイツ、フランス、イギリス、カナダでは、従業員を雇う事業者(元請・下請けそれぞれ)が負担しています。アメリカでは契約によりこれを決め

ているようです。

### 4. 災害発生状況

労働災害の労働者10万人あたりの死亡災害発生件数を、各国ごとで集計した結果を図に示します。なお、各国の統計データは、その収集方法に違いがあるため、データ収集方法の違いについては、付録を参照してください。

労働者10万人あたりの死亡者数が最も少ない国は、イギリスです。イギリスの労災統計データでは、交通災害に起因する事故件数が含まれていませんが、この事を加味しても、死亡災害が少ないといえます。ちなみに日本では、労働災害全体の約15%が自動車に起因する災害です。次いで死亡災害が少ないのはドイツとなっています。これらの国々では、リスクアセスメントを重視し、一方で詳細かつ多量な規則を簡素化・廃止する方向にあります。現場ごとに柔軟な安全対策を実施することを許容する点でも共通しています。一方日本で発生している労働災害(死亡災害)は、これらの国よりやや多く、労働者10万人あたりの死亡者数は、おおよそ10人を下回る程度になっています。アメリカやフランスでは、日本より多い傾向で、10人を超えている年がほとんどとなっています。

各国における建設工事の量には大きな違いがありますから、このデータだけで各国の安全性の高さを比較するのは難しいですが、日本やフランスのように元請責任が重い国は、それほど重くないイギリスやドイツなどと比べて、労働者10万人あたりの死亡者数が多い傾向にあるようです。このことから、全て下請まかせというのも問題があるとは思いますが、一方で過度に元請責任を求めるのは、事故発生防止の観点から良くないのかもしれない。

## 5. 事故発生に対する責任

事故発生後の責任については、各国と日本で大きな違いがあります。例えば日本では、労働災害に起因する民事訴訟（損害賠償請求）を提起することが可能ですが、他の国々では、原則としてこれを法律で禁じています。これは、建設事業を行うにあたっては、一定の災害発生リスクが必ず存在するものであり、そのリスクは建設業界全体で負担すべきである、との考え方が根底にあるといわれています。

この他イギリスでは、法人殺人罪という厳しい刑罰の適用可能性があるほか、フランスでは法人格剥奪とそれに伴う法人資産の競売の可能性があります。またカナダ（オンタリオ州）では、災害発生の責任者（事業主や安全担当者等）の氏名と刑罰の内容が、必ずホームページへ掲載され、労働災害が発生した場合、ほぼ間違いなく罰金が課されるようです。このように、日本にはない特徴ある制度が各国で運用され、労働災害の発生を防止するための取り組み・工夫が行われています。

## 6. まとめ

今回ご紹介した内容をまとめると、次の通りになります。

- 1) 安全衛生を所轄する組織としては、日本と同様に各国の政府機関が担当していますが、それとは別組織による安全確保の取り組みも、一定の効果を挙げているようです。法制度は、いずれの国においても日本の労働安全衛生法や同規則等に相当するものが存在しますが、より詳細な規定を簡素化し、リスクアセスメントを重視する動きも一部の国で見られます。
- 2) 元請と下請の責任については、フランスや日本において元請責任が重く、ドイツ、イギリス、アメリカ、カナダでは、

両者の責任の違いはあまりないようです。労災保険金の負担については、元請がすべて負担するのは日本のみで、今回取り上げた他の国では、従業員を雇う事業者が負担しています。

- 3) 労働災害発生状況では、リスクアセスメントを重視し、詳細・多量な規則の簡素化・廃止の方向にあるイギリスやドイツで、相対的に災害が少ないようです。日本やフランスのように元請責任が重い国は、それほど重くない国に比べて、死亡災害が多い傾向にあるようです。
- 4) 事故発生後の責任については、各国と日本で大きな違いがあり、諸外国では、労働災害に起因して被災者は民事訴訟（損害賠償請求）を提起することが原則として禁止されています。この他、法人殺人罪の適用や、法人格剥奪・法人資産の競売、災害発生の責任者氏名と刑罰の公表など、日本にはない特徴ある制度が運用されています。

## 7. 参考となる情報源について

先進諸国の建設安全に関する情報源として、参考になる文献等の例を以下に紹介します。

### 〈参考文献〉

- 1) 芋谷秀信、ドイツの労働、日本労働研究機構、2001年9月
- 2) 保原喜志夫、フランスの労災補償（1・2・3・4・5）、労働法学研究会報、1981年2月等
- 3) 品田充儀、カナダ労災補償法改革、法律文化社、2002年10月
- 4) 先進諸国の社会保障シリーズ（1. イギリス、3. カナダ、4. ドイツ、6. フランス、7. アメリカ）

〈webページ〉

- 1) ILO (国際労働機構)  
<http://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm>
- 2) BAU (建設業労災保険組合：ドイツ)  
<http://www.bgbau.de/d/pages/index.html>
- 3) BLS (労働省統計局：アメリカ)  
<http://www.bls.gov/>
- 4) OPPBTP (建設・公共事業事故予防  
 専門機構：フランス)  
<http://www.oppbtp.fr/>
- 5) CSAO (オンタリオ建設安全協会：カナダ)  
<http://www.csa.org/home.cfm>
- 6) HSL (安全衛生研究所：イギリス)  
<http://www.hsl.gov.uk/>

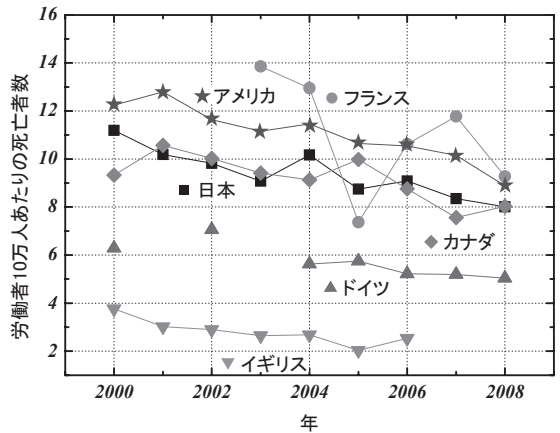


図 労働者10万人あたりの死亡者数 (建設業における労働災害)

付録 各国の労働災害統計の性質について

国名	災害統計の性質
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤災害や職業病は含まない。</li> <li>○自営業者は含まない。</li> <li>○就業者数は15歳以上の者。</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員とボランティア労働者（有給）を対象とする。</li> <li>○自営業者は含まない。</li> <li>○州・連邦政府の活動、家事活動は含まない。</li> <li>○通勤災害は含まない。</li> <li>○就業者数は16歳以上の者。</li> </ul>
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛を除くフルタイム・パートタイム労働者を対象とする。</li> <li>○労災保険対象として認められている自営業者も含む。</li> <li>○職業病を含む。</li> <li>○就業者は15歳以上の者。</li> </ul>
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドで生じた従業員についてのデータである。</li> <li>○交通災害、職業病、通勤災害は含まない。</li> <li>○就業者数は15歳以上の者</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通災害を含む。</li> <li>○通勤災害や職業病は含まない。</li> <li>○就業者数は16歳以上の者</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通勤災害を含む。</li> <li>○職業病は含まない。</li> <li>○就業者数は15歳以上の者</li> </ul>

※統計データは、上記のいずれの国においても、国内で発生した災害を対象としている。

※統計データは、ILOホームページから主に入手した。足りないデータについては、参考となる情報源で挙げた機関のwebページや情報誌より入手した。